

平成27年(ワ)第9715号

原告 学校法人大阪経済大学

被告 吉井 康雄

## 被告準備書面 (3)

平成28年6月17日

大阪地方裁判所 第24民事部 合議2係 御 中

被告訴訟代理人

弁 護 士 関 川 信 也



### 1 真実性の証明の対象事実

原告の名誉権侵害の主張に対する真実性の証明の対象事実は、原告が被告に対して組織的にパワハラ、アカハラをしたことを根拠付ける事実であり、具体的には、以下の各事実である。

- (1) 平成24年から平成25年にかけて、井形、池島が共謀し、被告の特任教員任用申請を故意に妨害した事実『被告準備書面(1)』第2、2(1)ウ)
- (2) 平成15年2月から3月にかけて、樋口と北村が海外留学中の被告の2部担当科目を不開講とし、非常勤講師への担当者差し替えをした事実(『被告準備書面(1)』第2、2(1)イ)
- (3) 平成17年5月に二宮が調査会社のサイバーブレインズから被告宛に送られた郵便物を無断で開封し、その封入されていた請求書の内容につき、サイバーブレインズに電話で問い合わせるという行為に出た事実

(『被告準備書面(1)』第2、2(1)エ)。

2 本件訴訟の証拠と前件訴訟の証拠の対応関係

本件訴訟で被告が提出した証拠の番号と前件訴訟で提出された証拠の番号の対応関係は以下のとおりである。

- (1) 本件訴訟の乙1 → 前件訴訟の甲12
- (2) 本件訴訟の乙2 → 前件訴訟の甲11
- (3) 本件訴訟の乙3 → 前件訴訟の甲14
- (4) 本件訴訟の乙4 → 前件訴訟の甲23
- (5) 本件訴訟の乙5 → 前件訴訟の甲24
- (6) 本件訴訟の乙6 → 前件訴訟の甲16